

E i w a N e w s

年末調整について 他

令和4年12月
(No. 209)

年末調整の時期が近づいてまいりました。
今回は、年末調整の留意点及び令和5年分から適用される源泉所得税に関連する改正事項についてご紹介いたします。

[1] 年末調整の留意点について

所得金額調整控除について

令和2年分以後の所得税から適用されています、所得金額調整控除の適用漏れにご注意ください。

1 所得金額調整控除の概要

(1) 控除の適用を受けられる人

所得金額調整控除の適用を受けることができる人は、その年の給与等の収入金額が850万を超える給与所得者で、次の①から③のいずれかに該当する人です。

- ① 本人が特別障害者に該当する人
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する人
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人

(2) 年末調整にて適用を受ける場合

その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」に上記の要件に該当する旨等を記載して、給与等の支払者に提出する必要があります。

(3) 控除額

給与等の収入金額(注)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されることとなります。

(注) その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円

2 注意事項

(1) 給与収入が850万円を超えるか明らかではない場合

給与等の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、給与等の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではない場合であっても、年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与等の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与等の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

(2) 共働き世帯における所得金額調整控除の適用

同じ世帯に所得者が2人以上いるいわゆる共働き世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、いずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

[2] 令和5年分から適用される源泉所得税に関連する改正事項について（来年1月からの適用となりますのでご注意ください。）

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合

令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者が、非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、その親族に係る次の書類を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

〈扶養控除に係る確認書類〉

非居住者である親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「送金関係書類」
	② 障害者	「送金関係書類」
	③ 当該居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「38万円送金書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

〈配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類〉

適用を受けようとする控除	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
配偶者控除 配偶者特別控除	「親族関係書類」	「親族関係書類」及び「送金関係書類」
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」

- ※「親族関係書類」とは、非居住者である親族が当該居住者の親族であることを証する一定の書類をいいます。
- ※「留学ビザ等書類」とは、外国政府等が発行した一定の書類で、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することを証するものをいいます。
- ※「送金関係書類」とは、その年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにする書類をいいます。
- ※「38万円送金書類」とは、非居住者である親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。